

月報私学3

2018
Vol.243



今年、創立85周年を迎える千葉経済学園は、文教地区西千葉に大学院・大学・短期大学・高等学校を設置する学校法人です。建学の精神「片手に論語・片手に算盤」を踏まえて、大学・短期大学は「良識と創意」を校是とし、高等学校は「明朗・真摯・友愛」の校風のもとで、学生・生徒一人ひとりの個性を輝かせ、有為な人財を輩出しています。

写真提供：学校法人 千葉経済学園（千葉県千葉市）

CONTENTS

- 平成30年度 私学関係予算（案）の概要…………… 2
- 事業団資金で明日を拓く…………… 6
- 私立学校寄付金ポータルサイトをご活用ください…………… 8
- 平成30年度の掛金等の率…………… 9
- 採用時の手続き…………… 10
- 平成30年度からの保健事業の見直し…………… 12
- 第三期特定健康診査等実施計画／
電子媒体による申請における「フロッピーディスク」の取り扱い終了／年金の時効…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成30年度

私学関係予算(案)の概要

平成29年12月22日の閣議で30年度政府予算(案)が決定しました。ここでは、文部科学省の私学関係予算について、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)の概要を説明します。

私学助成関係予算(案)

平成30年度私学助成関係予算(案)については、下図のとおりです。

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

30年度予算案においては、建学の精神や特色を活かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保することとして、対前年度2億円増の3154億円を計上しています。そのうち、一般補助では、私立大学等の運営に不可欠な教育研究にかかるとも、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施することとして、対前年度8億円増の2697億円を計上しています。

また、特別補助では、32年度以降の

18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む私立大学等に対する支援の強化を図るため、457億円を計上しています。

主な事項として、教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」については、131億円を計上しています。

また、学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取り組みを行う私立大学の機能強化を促進する「私立大学研究ブランディング事業」については、56億円を計上しています。そのほか、経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、高等教育を受ける機会保障の強化を図るため、130億円を計上しています。

このほかには、復興特別会計において、被災3県に所在する大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援するため、12億円を計上

平成30年度 私学助成関係予算案の概要

～私立学校の特色強化・改革の加速化に向けた推進～

平成30年度予算額(案)：4,290億円(+1億円)

私立大学等経常費補助 3,154億円(+2億円)

(1)一般補助 2,697億円(+8億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施

(2)特別補助 457億円(▲7億円)

2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 131億円(▲45億円)(上記の一般補助及び特別補助の内数)
教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援

○若手研究者等の育成等に係る取組への重点支援 36億円(+7億円)(上記の特別補助の内数)
知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取組等を行う大学等を重点的に支援

○私立大学研究ブランディング事業 56億円(+1億円)(上記の特別補助の内数)
学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学の機能強化を促進

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 130億円(+28億円)(上記の特別補助の内数)
経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、高等教育を受ける機会保障を強化

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,034億円※(+12億円)

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

(1)一般補助 875億円※(+9億円)

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援
○幼児児童生徒1人当たり単価の増額 等

(2)特別補助 131億円(+3億円)

私立高等学校等の特色ある取組を支援

○ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実
○特別な支援が必要な幼児の受入れや長期休業中等の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等

(3)特定教育方法支援事業 27億円(▲0.4億円)

特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 102億円(+0.3億円)

(1)耐震化等の促進 50億円(+1億円)

学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援

(2)教育・研究装置等の整備 52億円(▲0.3億円)

教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援

○私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 24億円(+12億円)(上記の教育・研究装置等の整備の内数)
次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援する。

○私立大学等教育研究装置・設備 17億円(+13億円)(上記の教育・研究装置等の整備の内数)
私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援する。

※ ほか、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 640億円
[うち財政融資資金 291億円]

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

しています。

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

30年度予算案においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、1人当たり単価を増額しています。特別補助では、ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組み学校への支援を充実するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、20億円を計上しています。

また、特別な支援が必要な幼児の受け入れ（幼稚園等特別支援教育経費）や長期休業中等の預かり保育を実施する園に対する支援を充実させています。このほか、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等支援特別経費に加え、特別支援学校等に対して国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する、特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度12億円増の1034億円となっています。

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

30年度予算案においては、総額で102億円を計上しており、各学校の

個性・特色を活かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等の支援のほか、耐震改築及び耐震補強等の防災機能強化に対して引き続き重点的に支援し、私立学校の施設の耐震化の一層の促進を図ることとしています。

また、次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援する経費として、対前年度12億円増の24億円を計上しています。

私学事業団が実施する30年度貸付事業については、規模を640億円（うち私立学校の耐震化分は288億円）としており、その財源として、財政融資資金291億円を計上しています。

なお、私学事業団の融資を活用した耐震改築等事業への利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助）についても耐震化促進のため、30年度も引き続き12億円を計上しています。

また、私学事業団の共済業務にかかる事業費補助金及び事務費等補助金としては、事業費補助金の影響により、対前年度5億円増の1273億円を計上しています。

平成29年度補正予算

平成30年2月1日、29年度補正予算が成立しました。

文部科学省においては追加的財政需要として、待機児童解消に向けた認定こども園整備、児童生徒のみならず国民

私立学校施設の耐震化等

平成29年度補正予算額 100億円

（大学等、専修学校、高校等、幼稚園分を含む）

- 私立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域住民の避難所にもなり得ることから、私立学校の耐震化を進めることは喫緊の課題である。
- 平成29年度予算編成時には資金調達の目的が立っていなかった学校法人の一部について、需要調査を行った所、資金調達の目的が立ったことから、耐震化事業を前倒しで実施する。

【補助率】

高校等：1/3
（※Is値0.3未満の耐震補強事業は補助率1/2）
大学等：1/2

◆私立学校施設の耐震化率

【平成29年4月1日現在】

高校等：88.4%、大学等：90.3%
（参考：公立98.8%、国立98.2%）

【平成29年度補正予算執行後】

高校等：約92%、大学等：約92%



私立学校施設の耐震化は遅れている状況

耐震化事業への集中的な財政支援

耐震化の早期完了を目指し、改築（建替え）及び補強による防災機能強化のための施設整備等に対し、重点的に財政支援

◆ 耐震改築（建替え）事業 29億円 ◆ 耐震補強事業 66億円 ◆ 非構造部材の耐震対策等 5億円

補助率：大学1/2、幼稚園・高校等1/3（Is値0.3未満の補強は1/2）

の安全を守るための学校施設や宇宙インフラの整備等、自然災害により被害を受けた学校施設等の災害復旧など、早急に実施すべき事業を計上しています。

私立学校関係については、私立学校施設の耐震化等に100億円（左図）、私立学校の教育研究環境の復旧支援に17億円を計上しています。

幼児教育関係予算(案)

平成30年度幼児教育関係予算(案)では、幼児教育の振興を図るため、幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進、幼児教育の質の向上及び環境整備を充実するための予算を計上しています。

まず、幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、年収約270万円～360万円未満相当世帯の保護者負担軽減を図ることとし、対前年度21億円増の330億円を計上しています。

具体的には、年収約270万円～360万円未満相当世帯(市町村民税所得割課税額7万7100円以下世帯)の負担軽減を図ることとし、第1子の保護者負担額を年額4万8000円、第2子を2万4000円それぞれ引き下げます。

次に、幼児教育の質の向上を図るため、新しい幼稚園教育要領の普及・啓発をはじめ、地方自治体における幼児教育の推進体制の整備や幼稚園に優秀な人材を確保するための取り組み、ECEC Network事業に参画するための予算を引き続き計上しています。また、教育・保育ニーズの多様化等により、幼稚園における2歳児の受け入れ需要が高まっていることから、幼稚園

における2歳児の円滑な受け入れ方法等の調査研究を新たに実施し、2歳児から3歳児への切れ目ない対応(幼稚園接続保育)の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取り組みを推進します。

さらに、幼児教育の環境整備の充実として、私立幼稚園の耐震化や認定こども園等への移行に必要な施設整備費を計上しています。私立幼稚園の耐震化は、公立と比べて遅れている状況であることを踏まえ、積極的な取り組み

をお願いします。また、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進支援、質の向上に関する研修等の実施、認定こども園等に移行する幼稚園の準備、園務改善のためのICT化に必要な経費等を引き続き計上しています。

幼児教育の振興

平成30年度予算額(案)：371億円(359億円)
平成29年度補正予算額：175億円

()は29年度予算額

I 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

330億円(309億円)

※子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた幼稚園就園奨励費等に係る所要額

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成30年度については、年収約270-360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

年収約360万円未満相当世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

第1子：年額168,800円 → 年額120,800円(▲48,000円)

第2子：年額85,000円 → 年額61,000円(▲24,000円)

【参考】

年収はモデル世帯(夫婦(片働き)と子供2人)の場合の目安

II 幼児教育の質の向上

2.8億円(3.5億円)

◆幼児教育の推進体制構築事業

144百万円(183百万円)

地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

◆幼稚園の人材確保支援事業

71百万円(86百万円)

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

◆ECEC※Network事業の参加

7百万円(9百万円)

OECDにおいて計画されている国際幼児教育・保育従事者調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。
※ECEC：Early Childhood Education and Care

◆幼児期の教育内容等の充実

30百万円(17百万円)

○幼児期の教育内容等深化・充実調査研究
効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

○幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究【新規】

幼稚園等における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応(幼稚園接続保育)の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取組を推進する。

◆幼稚園教育要領の普及・啓発

26百万円(58百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

III 幼児教育の環境整備の充実

39億円(47億円)

平成29年度補正予算額175億円

◆私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(5億円)

※平成29年度補正予算額10億円

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設の防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率】1/3

(Is値0.3未満の耐震補強に限り1/2)

◆認定こども園等への財政支援

33億円(41億円)

※平成29年度補正予算額165億円

認定こども園の施設整備・防犯対策に要する経費を補助するとともに、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援する。

・認定こども園施設整備交付金 22億円

・教育支援体制整備事業費交付金 11億円

専修学校関係予算（案）

平成30年度の専修学校関係予算（案）では、①専修学校教育の人材養成機能の向上、②専修学校教育の質保証・向上、③学びのセーフティネットの保障の三つを柱として、多様な振興策を計上しています。

①専修学校教育の人材養成機能の向上については、「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」のなかで新たに、来るべきSociety 5.0等の時代に求められる能力や各地域の課題解決等に資する能力を身に付けた人材を養成するためのモデルカリキュラム等の開発を進めるとともに、多様な背景を持った生徒が進学する高等専修学校の学びのセーフティネット機能の充実強化を図っていきます。

また、各分野や各地域の中長期的な人材育成に向けた産官学連携体制の整備や、eラーニング等の活用による社会人の学び直し講座の開設促進、産学連携教育実施のためのガイドライン作成についても、引き続き実施することとしています。

さらに、「専修学校グローバル化対応推進支援事業」において、諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学にかかる人口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関等との連携によるモデル体制の構築を引き続き進めることとしています。

②専修学校教育の質保証・向上については、職業実践専門課程の充実に向けた取り組みや教職員の資質能力向上の推進等による専修学校全体の質保証・向上を図るための「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業を引き続き実施することとしています。

また、専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、新たに「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」を実施し、効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、専修学校と各教育機関や企業等が連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会（職業体験講座の提供、出前授業）等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理することとしています。

③学びのセーフティネットの保障については、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるための「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を引き続き実施することとしています。

そのほかにも、教育装置や情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を計上しています。

平成30年度 専修学校関係予算（案）

（ ）は29年度予算額

専修学校教育の人材養成機能の向上

○ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

17.4億円(16.8億円)

分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。

＜事業での取組＞

○産学連携体制の整備

○教育プログラム等の開発

・Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証【新規】

・eラーニングの積極活用等による学び直し講座の開設促進

・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証【新規】

・学びのセーフティネット機能の充実強化【新規】

○産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発

○ 専修学校グローバル化対応推進支援事業

2.0億円(2.5億円)

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。

○ 国費外国人留学生制度

7.9億円(7.6億円)

専修学校教育の質保証・向上

○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.3億円(1.8億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

○ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業【新規】

0.6億円（－）

専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。

学びのセーフティネットの保障

○ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

1.8億円(1.8億円)

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。

○ 私立学校施設整備費補助金

3.0億円(3.0億円)

○ 私立大学等研究設備整備費等補助金

2.3億円(2.3億円)

合 計

36.3億円(35.9億円)

＜東日本大震災や熊本地震からの復興関係＞

○ 被災児童生徒就学支援等事業

※東日本大震災復興特別会計

52 億円の内数

○ 被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）

3 億円の内数

※ 上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

※ このほか、平成29年度補正予算に私立学校施設整備費補助金（学校施設の耐震化）を計上。

事業団資金で明日を拓く

✿ 事業団融資をご利用いただいた学校紹介 ✿

学校法人 佛教教育学園

対象校 佛教大学

所在地 京都府 京都市

対象事業 紫野キャンパスリニューアル
【校舎（1号館）・礼拝堂
（水谷幸正記念館）新築】

応対者

法人事務局長 三縁 勝弘氏

法人事務局 高井 喜成氏

財務部長 藤田 典子氏

財務課長 山口 博史氏

施設課長 藤原 弘憲氏

広報課長 米林 寿美氏

佛教教育学園は京都市内に佛教大学、京都華頂大学、華頂短期大学、華頂女子高等学校、華頂女子中学校、東山高等学校、東山中学校、佛教大学附属幼稚園、華頂短期大学附属幼稚園、東山幼稚園の10校（園）を設置する総合学園です。

浄土宗僧侶の養成を目的に発足後、一般学生にも門戸を開き発展を遂げた佛教大学（学校法人浄土宗教育資団）が、平成14年に浄土宗総本山知恩院を母体とする華頂学園と合併、さらに平成21年には同じ浄土宗設立を起源とす

る東山学園と合併し、現在の姿となっています。

浄土宗法然上人の教えを基礎として教学の進展に寄与し、僧侶の養成のみならず広く実社会に貢献できる人材を育てること、現代社会に欠ける道徳、倫理、そして何よりも思いやりの心を持つ人間を育成することを目的としています。

このたび、紫野キャンパスリニューアルを実施した同大学は、明治45年、宗教大学から独立、専門学校令により分校を廃止し、高等学院として開学しました。翌大正2年には高等学院を佛教専門学校と改称しつつ歩みを始め、昭和24年には学制改革に伴い佛教大学を設立、仏教学部仏教学科の単科からスタートし、現在では7学部14学科、4大学院研究科7専攻を設置、学部生・大学院生合わせて約7000名を擁する「人間を見つめる」総合大学として発展を遂げてきました。

また、同大学は学部・大学院に通信教育課程を併設し、およそ1万3000名もの学生が学んでおり、京都市北区の紫野キャンパスと、中京区の二条キャンパスを拠点として教育研究にまっし進んでいます。

紫野キャンパスリニューアルは、同大学が平成24年に開学100周年を迎えた記念事業の一環として、平成21年の着工から約8年を経て、平成29年3月に集大成を迎えた大規模事業です。今回は、この紫野キャンパスリニューアルについて、同学園の皆様にお話を伺いました。



リニューアルした紫野キャンパス

― 紫野キャンパスリニューアルについて、どのように進められましたか。

大学の紫野キャンパスは、京都の歴史文化をフィールドとした住宅街に立地し、その背景を活かした教育環境を保持しつつ、教育研究の学舎としてその使命を果たしてきましたが、多様化した社会や学生のニーズに応えるために、さらに充実した教育研究環境の整備が必要となりました。同時に、紫野キャンパスの南側（南校地）の校舎については、建築基準法により昭和56年以前の建物に必要とされる耐震改築工事が必要なこと、また、バリアフリー

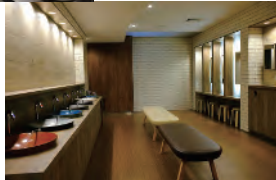
化の観点から学生生活の安全性の確保、学習環境の向上と施設・設備のさらなる充実を図るため、平成24年の開学100周年記念事業の一環として、平成21年から紫野キャンパス整備事業に着手しました。周年事業のもうひとつの柱として、平成23年に新たに二条キャンパスを開校して校地校舎を拡充しています。学部については、紫野キャンパスで開設した保健医療技術学部を二条キャンパスに移転し、翌年には看護学科の新設を果たし、新たな教育分野に進出しています。

― 紫野キャンパスリニューアルのコンセプト、また、工夫された点はどこにあるのでしょうか。

紫野キャンパスの整備よりも先行していた二条キャンパスの整備において、学生が新しい校舎に何を求めているか調べたところ、教室の環境はもちろんのこと、学食・ラウンジ・トイレなどがポイントだということが分かりました。そこで、トイレはパウダーコーナーや歯磨きコーナー（女性のみ）を設け、内装に遊び心を取り入れた造りとなりました。学生が自由に使用できるラウンジについても、デザインと相談し、靴を脱いでリラックスできる掘ごたつ式のスペースを作りました。現場で直接学生の声を聞くと、評判が非常に良かったので、二条キャンパスの整備から学んだことを紫野キャンパスの整備に活かすことにしました。新1



個性的でおしゃれなトイレ



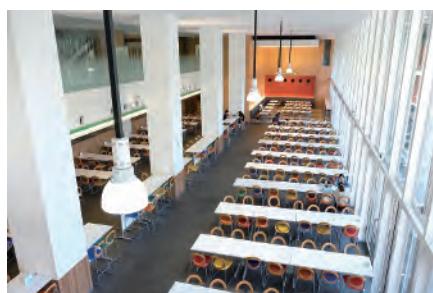
また、一人になれる場所が欲しいという学生の希望も多かったため、ついでをして一人ひとりのプライベートを保つことができる場所を工夫するなど、グループでも個人でも自由に使用できるスペースを造りました。



新1号館の板の間のコーナー

号館は学生各々の多様な個性・感性を校舎の設計にくみ取ることをコンセプトとし、2・3階に設置したラウンジには、畳や板の間のコーナーを設けました。

トイレはすべて洋式に統一して館内各所で異なるデザインに仕上げ、混雑を解消するために数も多くし、BGMを提供するなどの快適な場にしました。カフェテリアは2層の吹き抜け・全面ガラス張りとなっており、佛教大学ロゴマークのカラーを基調としたポップな空間と滝が流れるモノトーンを基調とする空間が共存していて、学生は好みの空間で食事などができます。



吹き抜けが爽やかなカフェテリア

そのほか、四季折々の植物に囲まれた屋上庭園や中庭、全館全教室での無線LANの整備、VDD環境でのパソコン・オープンスペース（名称…サンサール）を設置するなど、自然との触れ合いの場や、少人数教育・情報教育・専門教育のための施設を設置し、快適な学習環境を整えています。事務室については、学生支援部署をワンストップ化するとともに、関連部署を同一フロアに配置し、事務の連携と学生へのサービスに配慮しました。

― 新校舎に建学の精神や教育理念をどのように反映させていますか。

紫野キャンパスリニューアルのもう一つの大事業として、建学の精神のシンボルとなる礼拝堂（水谷幸正記念館）を建築しました。

もともと旧1号館の一角に礼拝室を設置していましたが、礼拝堂として大きく一つの建物にしました。直径35メートルの円形建物（収容人数約280名）となっており、屋根や天井は蓮の華をモチーフにデザインしています。



建学の精神のシンボルである礼拝堂
左手は「合掌の碑」

歴代の理事長・学長の悲願でもあったこの礼拝堂は、大学の発展に尽力した先人の想いを引き継ぐため、礼拝室の荘厳や旧中庭の敷石等は、可能な限り受け継いで再利用し、移植した樹木も構内各所に再植樹しており、大学の建学の精神を示すシンボルとしての役割を担いつつ、浄土宗開祖の法然上人の教えを滋養する情操教育の場として日々活用しています。



荘厳で美しい蓮の華の天井

月曜日から金曜日の授業開始前に、毎朝開催する「朝のおつとめ・おはなし」では、教員が順番に担当し、仏教の話に限らず、さまざまな体験談などを語りかけるほか、聖日行事なども行っており、学生や教職員はもちろんのこと、保護者や一般の方々の参加も可能となっています。授業等で使用する時間帯以外はいつでも入堂できるので、仏教精神に自然体で触れることができ、時には日常から離れ、ゆったりとした空間の中で、静かに自分と向き合うことができます。

仏教では「合掌」をととても大切にしています。礼拝堂の傍らに、同窓会からご寄付のあった合掌をかたどったモニュメント「合掌の碑」を設置していますが、その前で一礼して手を合わせることが自然に、特別に意識することなくできるということ、そのような雰囲気や環境を作ることにも礼拝堂建築に込めた思いです。

― 周辺地域や他の学校関係者からの反応はいかがでしたか。

学生、教職員など本学関係者のみならず、地域住民や他大学関係者からの反応は良好であると認識しています。第2期工事が竣工して初めて学生にオープンした時、「佛大が（今までと）違うー」という驚き・喜びの声が響きました。カフェテリア、中庭、屋上庭園など新たな空間が増え、キャンパス内で学生たちが集う様子を目にする機会が増えたと感じています。保護者の方々からは、教育懇談会などで学生たちの生活環境が整備されたことを喜ぶ声を聞いています。高齢の同窓生が礼拝堂を訪問し、手を合わせることができて感無量との感想をいただきました。

― 今後の目標・ビジョンはどのようなものでしょうか。

佛教大学は、100周年事業の基本コンセプトを「感謝（ありがとう）」と定め、100年の歩みを支えていただいた有縁の方、地域社会に対して感謝の想いをお伝えする取り組みを進めてきました。そして未来への指針を、開学100周年に掲げた「佛大 Vision 2022」に結集しています。仏教精神に基づいて学んだ知識を生きる力へ展開できる智慧を習得した（転識得智）人材を育成することを目標に、今後も進んでいきたいと考えています。

― 事業団融資を利用された理由は何でしょうか。

これまでも事業団の融資を利用させていただいておりましたが、返済期間が20年の長期固定金利であったことと、老朽校舎の建て替え事業のため、国の利子助成制度を利用することができたためです。また、事業団の受配者指定寄付金制度は、寄付者に対する税制上の優遇措置が認められるため、リニユール事業に対する募金活動を効果的に展開できました。

❖ 取材後記 ❖

取材の合間に、礼拝堂で合掌をさせていただきました。学生生活の一部に溶け込んでいる佛教大学の仏教精神、地域社会への感謝の意も込めたシンボリックな礼拝堂の建築について、私たちも短い時間でしたが、礼拝の中でその理念に思いを巡らせました。

新1号館は、学生の多様なライフスタイルに合わせて、快適に過ごすことができるようさまざまな楽しい工夫が施されており、仏教精神による人格形成と自由闊達な現代学生の気風を見事に共生させているリニユールだと感じました。

お忙しい中、取材にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

【取材 企画室】

私立学校寄付金ポータルサイトを「活用」ください

私学事業団では、私立学校に対する社会一般からの寄付による支援の輪を拡大することにより、私立学校に対する寄付文化の醸成に資することを目的として、私立学校の寄付金募集に関する情報を集約して広く社会に公表する「私立学校寄付金ポータルサイト（<http://kifu-portal.shingaku.go.jp/>）」を開設しています。

本サイトは、さまざまな私立学校の寄付金募集に関する情報が登録されており、寄付金募集に関する情報の一環として、各私立学校の特色ある取り組みやさまざまな教育や研究に関する情報を自由に掲載することができ、ほか、各私立学校のホームページ等とリンクすることも可能です。

さらに、本サイトには、私立学校の所在地や寄付金の使い道から私立学校を検索する機能や、フリーワードによる検索機能も設けていますので、閲覧者は、簡単に寄付先となる私立学校を探し出すことが可能となっています。

これまでも、各私立学校は、自らのホームページを活用する等、積極的に寄付金募集情報の公表に努めてきたところではありますが、寄付先となる私立学校を決めかねているような閲覧者にとって、さまざまな私立学校の寄付金募集に関する情報を1か所取得し、その中か

ら寄付者の意思に沿って寄付先を選択するということは大変困難でありました。

「私立学校に寄付をする」ということに対して、広く社会からの理解を得ていくためには、さまざまな私立学校が、多様で特色ある教育や研究に取り組んでおり、我が国の発展に大いに役立っていることを伝ええると同時に、私立学校が多くの方々からの寄付による応援を必要としており、私立学校へ寄付をすることが、社会に役立つものであるということを広く周知していかなくてはなりません。そのためには、本サイトにより多くの寄付金募集情報が掲載されていることが不可欠です。

本サイトでは、情報を掲載するための特別な技術等は一切必要ありません。また、費用等も発生しませんので、寄付金募集ツールの一つとして、ぜひ本サイトをご活用いただき、寄付文化の醸成にご協力ください。

なお、情報の掲載に当たり、大学から小学校を設置する学校法人につきましては、本事業団の電子窓口をご確認ください。

それ以外の学校法人におかれましては、寄付金課までお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7316～7318
Eメール kifukin@shingaku.go.jp

平成30年度の掛金等の率

企画室

平成30年度の掛金等の率は、30年1月22日開催の共済運営委員会において了承され、下表のとおりとなりましたのでお知らせします。

短期給付等掛金率

短期給付分掛金率

現行の8・232％に据え置きます。

介護分掛金率

厚生労働省から示される通知の諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より納付額が約26億2000万円増加するため、現行の1・361％を0・063ポイント引き上げ、1・424％とします。

介護納付金は、これまで医療保険者にかかる第2号被保険者（40～64歳）の人数に応じて負担するしくみとなっていました。29年6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が公布され、被用者保険間の負担の公平を期するため、29年8月から介護納付金に総報酬割が導入されています。なお、激変緩和の観点から、30年度は2分の1が総報酬割、残りの2分の1が加入者割となります。

退職等年金給付掛金率

現行の1・50％に据え置きます。

加入者保険料率（軽減保険料率）

共済規程に基づき、30年4月から8月までは14・265％、30年9月から31年3月までは0・354ポイント引き上げ14・619％とします。

短期給付等掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」

30年度分特定保険料率に相当する掛金率（高齢者支援金等に充てるための掛金率）は、3・48％（加入者負担分は2分の1の1・74％）となります。この率は短期給付等掛金率の内訳を示すものであり、新たな負担が生じるものではありません。

子ども・子育て拠出金率

現在の0・23％から0・29％へ変更となる予定です。決定され次第、改めて通知します。

詳細は、私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）をご覧ください。

共済業務

表 平成30年度の掛金等の率
①40歳以上65歳未満の加入者

（ ）内は改定前掛金等の率〔単位：％〕

区 分	短期給付等掛金率				退職等年金 給付掛金率	加入者保険料率 〈軽減保険料率〉	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種 加入者	8.232	0.250	1.424 (1.361)	9.906 (9.843)	1.50	14.265 [8月まで] 14.619 [9月から]	25.671 [8月まで] 26.025 [9月から] (25.608)
乙 種 加入者等※	8.232	0.195	1.424 (1.361)	9.851 (9.788)	—	—	9.851 (9.788)
丙 種 加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	14.265 [8月まで] 14.619 [9月から]	15.960 [8月まで] 16.314 [9月から]
任意継続 加入者	8.232	0.125	1.424 (1.361)	9.781 (9.718)	—	—	9.781 (9.718)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

〔単位：％〕

区 分	短期給付等掛金率				退職等年金 給付掛金率	加入者保険料率 〈軽減保険料率〉	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種 加入者	8.232	0.250	—	8.482	1.50	14.265 [8月まで] 14.619 [9月から]	24.247 [8月まで] 24.601 [9月から]
乙 種 加入者等※	8.232	0.195	—	8.427	—	—	8.427
丙 種 加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	14.265 [8月まで] 14.619 [9月から]	15.960 [8月まで] 16.314 [9月から]
任意継続 加入者	8.232	0.125	—	8.357	—	—	8.357

※乙種加入者等…短期のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）

（注）1. 掛金等率の改定時期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率〈軽減保険料率〉は9月となります。

2. 都道府県からの補助金がある場合は、毎月の報酬（給与）にかかる加入者保険料のみに補助されます。賞与等にかかる加入者保険料には補助されません。

採用時の手続き

加入者の資格取得

資格課

教職員を採用したときは、採用の日から10日以内に「資格取得報告書」を提出してください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者であっても資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、ぜひ事前受付（本誌平成30年2月号10頁参照）を利用してください。

◆提出する書類

(1) 資格取得報告書

① 新規資格取得

初めて私立学校の教職員として採用された人

② 継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任校で教職員として採用された人

③ 再資格取得

過去に私学共済制度の加入者であった人で、中断期間を経て再び教職員として採用された人や、私学共済制度の任意継続加入者で私立学校の教職員として採用された人

※同一法人で複数の学校を有する場合
は、必ず所属している（実際に勤務している）学校で「資格取得報告書」を提出してください。

(2) 所属学校等変更報告書

複数の学校を有する同一法人内で別の学校に異動（勤務先の学校が変更）になった人

※必ず後任の学校から「所属学校等変更報告書」を提出してください。

◆記入上の注意

(1) マイナンバー

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバーの確認と身元（実在）の確認）を行ってからマイナンバーを正確に転記してください。本人確認の方法は私学共済ホームページで紹介しています。

なお、マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください。

(2) 基礎年金番号の記入

基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書等から正確に転記し、確認した書類の写しを添付してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

なお、20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、理由も記入してください。基礎年金番号により過去の私学共済制度の加入経歴が判明した場合は、報

告の際の取得区分と異なる取得区分に読み替えることがあります。必ず確認通知書等で内容を確認してください。

(3) 住所欄

フリガナは忘れずに記入してください。「・」「&」等の記号や「Ⅰ」「Ⅱ」等のローマ数字は使用できません。

(4) 外国人の氏名を記入するとき

・フリガナ欄・漢字欄↓16文字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。

・フリガナ欄↓カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。アルファベットや拗音は登録できません。

・漢字欄↓アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります（カタカナや漢字も可）。

◆任意継続加入者が再び私学に就職して加入者になるとき

学校法人等は、加入者が「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出したことを確認したうえで、「資格取得報告書」の余白に「任意継続加入者資格取得」と朱書きし、提出してください。

被扶養者の認定

資格課

「被扶養者認定申請書」と添付書類を、必ず資格取得日から30日以内に提出してください。30日を過ぎて申請した場合は、その申請を私学事業団で受理した日（消印などで発信日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定

日となりますので注意してください。

やむを得ない事情で、期日までに添付書類が整わないときには、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて30日以内に提出してください。

申請書を受け付け後、返送しますので、添付書類が整い次第、一括して再提出してください。その場合は、期限内に申請があつたものとみなします。

なお、処理の遅れや誤りにつながりますので、添付書類のみを別送することは、絶対にしないでください。

継続資格取得や所属学校変更の場合は、被扶養者に変更がなければ継続して認定されますので申請は不要です。ただし、再資格取得（任意継続加入者からの再資格取得を含みます）の場合は申請が必要です。

※加入者番号の決定前に提出する場合
「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄には、学校記号番号までを必ず記入してください。

◆被扶養者認定申請書の添付書類
(1) 新規資格取得や再資格取得の場合
加入者との続柄を確認する書類（戸籍謄本等）や収入を確認する書類など、扶養の事実を確認する書類を添付してください。

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類が異なるため、詳細については、「事務の手引」(*)の被扶養者の章や私学共済ホームページを参照してください。

(2)任意継続加入者が再資格取得し、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合は、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①のほかに加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。具体的には、加入者の年収見込証明書（被扶養者認定申請書の「加入者年間所得推計額」欄への記入）と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者及び子の戸籍謄本が必要です。

◆国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、国民年金第3号被保険者の届け出を同時に提出してください。

加入者証等が届く前に 保険診療を受けるとき

資格課・短期給付課

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合
本事業団が了承したときに限り、学校法人等の代表者が、加入者に「療養資格証明書」〔事務の手引〕（*）59～61頁・私学共済ホームページを参照）を交付することができます。ただし、加入者番号が決定する前或被扶養者認定が確定する前に交付することはできません。むやみに発行して不正受診を誘発することのないように注意してください。

(2)加入者番号等が未決定の場合

医療機関の窓口で、一旦医療費の全額を自己負担しますが、加入者番号等が決定した後、一部負担金（原則3割）以外の保険診療分は、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書」に医療機関の証明を受けた「診療報酬領収済証明書」(*)を添付して本事業団に提出してください。

※「領収書」（原本）と「診療報酬明細書」（レセプト）でも可

継続資格取得者の福祉事業

保健課・貸付課

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時留保（中断）の取り扱いとなります。新

たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開できます（詳細は、「事務の手引」(*)775～778頁を参照)。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続き不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付
住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得した場合、後任校を通して「異動報告書」を提出すると、引き続き定期償還できます。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給される場合は、継続資格取得をしても、即時償還しなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当の額が即時償還額より少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」(書式は任意、私学共済ホームページ)様

式用紙等のダウンロード)からダウンロードできます)を提出してください。本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロ 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が引き継がれるときは本事業団に相談してください。

ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」(書式は任意)を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出してください。

・「異動報告書」

・「退職手当引当承諾書」

・「団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)」(団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合)

異動報告書の到着後、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。前任校が資格喪失報告書を事前受付で提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。なお、借受人に、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

詳細は、「事務の手引」(*)936～938頁を参照してください。

*本文記載の「事務の手引」は、平成29年版を参照してください。

平成30年度からの保健事業の見直し

福祉部 保健課

特定健康診査・特定保健指導が始まって10年が経過し、30年度から第三期特定健診等実施計画が始まります。

国は、生活習慣病予防と医療費適正化に一定の効果があるという検証結果から、全保険者の実施率のさらなる向上を推進する一方、特定健診のほかにも、医療保険者と事業主が連携して加入者の健康増進に総合的に取り組むことが重要であるとして、予防・健康づくりへの積極的な取り組みを促しています。

私学共済制度においても、財政的なバランスを考慮しつつ、30年度より次のとおり保健事業を見直すこととなりました。

1 加入者等の自助努力を支援する事業（ヘルスケアポイント）の創設（30年7月から開始予定）

私学共済法第26条第1項第1号の改正により定められた「加入者及びその被扶養者の健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援」のための事業を創設します。加入者等の予防・健康づくりへの取り組みに対しインセンティブを付与する事業です。対象は30歳以上75歳未満の加入者及び被扶養者で、WEB登録により特定健診の受診、保健指導利用、体重の記録などのほか、各ガーデンパレス

共済業務課主催の健康イベント等への参加などに対しポイントを付与し、一定以上のポイントで健康グッズ等の商品と交換できるしくみです。

具体的な登録・参加方法等については、決まり次第私学共済ホームページ及び加入者向広報「レター」などでお知らせします。

2 特定健診等実施率向上への取り組み

特定健康診査・特定保健指導の実施率は、学校法人等の皆様のご協力により年々向上しているものの、目標達成には至っておらず、今後は後期高齢者支援金加算・減算制度も見直され、私学共済制度の現状では将来加算となる可能性も懸念されます。教職員の皆様の生活習慣病予防に役立つ制度として、また学校法人等にとっては、健康経営の一助となる制度として、さらなる実施率向上に取り組めます。

①ヘルスケアポイントと連携し、特定健診結果データ提出、受診券による特定健診の受診、保健指導の利用のほか、WEB版QUPIOの利用などによって加入者及び被扶養者にポイントを付与します。

②会場型特定健診において実施しているオプション検査（胃部X線検査、乳房検査等）に一定程度の補助を行

い、受診しやすい環境を整えます。

③私学共済ホームページからリンクされている「特定健診実施状況」のページをリニューアルし、健康分布や健康情報等、職員の健康管理や健康経営につながる情報を提供します。

④特定健診・特定保健指導の実施率に基づき、対象者が一定数以上いる学校において、都道府県ごとの上位校とその実施率を公表します（30年度実績より）。

3 人間ドック利用費用補助事業の見直し（31年4月1日受診分から適用）

人間ドック利用費用補助事業は、26年度に補助率等を改正しましたが、健康意識の高まりから補助件数が増加しており、補助にかかる費用は保健事業費の半分以上を占めるに至っています。今後、より広く予防・健康づくりへの取り組みを実施していく中で、他団体の補助基準なども参考にしながら、保健費配分の均霑性を考慮し、さらに市区町村が実施しているがん検診や、特定健診の利用などによって、自発的に疾病予防に取り組んでいただくことを前提に、次のとおり改正します。

現行…毎年度1回の補助 改正後…隔年度補助

なお、補助率50%、補助上限額2万5000円は変更しません。今後、加入者には私学共済ホームページ等で周知を行っていきます。また、31年度を改正初年度としますので、30年度は今

までどおり補助金申請が可能です。

4 海外研修旅行の終了

加入者及び年金者向けに海外研修旅行を企画していましたが、ここ数年申し込みが減少しており、私学共済制度として海外研修旅行を実施する意義は薄れていると思われます。

また、保健事業として、今後は疾病予防・健康づくりへの取り組みに重点を置くこととなります。

つきましては、29年度をもって海外研修旅行は終了いたします。これまで多くの加入者及び年金者とそのご家族にご参加いただき、ありがとうございました。

5 学生就職活動サポートセンターの一部縮小

学生就職活動における環境の変化と利用状況を勘案し、効率的な運用を実施するため、30年度より、閑散期に当たる7月から11月は、サポートセンターの相談ブースを東京・大阪それぞれ1ブースずつ減らして運営します。

教職員の皆様の健康増進、疾病予防、健康づくりの取り組みには学校法人等のご協力が不可欠です。国も事業主と保険者との連携（コラボヘルス）を推進することを求めています。

今後ともご理解とご協力をお願いします。

す。
また、主な改正内容は次のとおりです。

特定健康診査

○基本項目（必須）

- ・血糖検査 随時血糖も可とする。
（食後3・5時間以上経過後に限る）
- ・脂質検査 LDLコレステロール
に代わり、Non-HDLコレス

表 特定健康診査・特定保健指導実施率目標（単位：％）

	特定健康診査					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
加入者	83	85	87	89	91	93
被扶養者	35	40	45	50	55	60
任意継続加入者	35	40	45	50	55	60
全体	70	73	76	79	82	85
	特定保健指導					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
加入者	12	15	18	22	26	30
被扶養者	12	15	18	22	26	30
任意継続加入者	12	15	18	22	26	30
全体	12	15	18	22	26	30

平成30年1月22日に開催された第71回共済運営委員会において、「第三期特定健康診査等実施計画」が承認されました。実施率目標については左表のとおりです。

第三期特定健康診査等実施計画

福祉部 保健課

テロールでも可とする。

（食直後の採血もしくは、中性脂肪が400mg/dl以上の場合に限る）

○詳細項目（医師の判断で実施する項目）

・血清クレアチニン検査が追加

○標準的な質問票

・年間の体重増減の項目を削除し、咀嚼機能に関する項目を追加

詳細は、私学共済ホームページ「特定健康診査・特定保健指導▼第三期特定健康診査等実施計画」をご覧ください。

電子媒体による申請における「フロッピーディスク」の取り扱い終了 業務部 資格課

本誌平成29年7月号10頁でお知らせしたとおり、電子媒体のうち「フロッピーディスク」については、生産中止から5年以上経過しているため、30年3月末をもって受け付けを終了します。

30年4月以降に提出していただく電子媒体については、CD・R又はUSBメモリのいずれかとなりますので、現在「フロッピーディスク」で報告をしている学校法人等は、お手数をおかけしますが、CD・R又はUSBメモリへの切り替えをお願いします。

30年4月以降「フロッピーディスク」で提出があった場合は、返送します。お手数ですが、CD・R又はUSBメモリで再提出してください。

年金の時効

年金部

年金を受ける権利（基本権）は、支給権が発生した日の翌日から請求手続きをしないまま原則として5年を経過すると、時効により消滅します。

5年を経過してからの年金請求になつてしまった場合は、時効完成前（5年以内）に請求手続きができなかった理由を詳しく書いた「遅延理由書」を請求書に添付していただきます。「遅延理由書」の内容を審査し、やむを得

ない理由であったことが認められた場合は、基本権を時効消滅させず、年金の決定を行う取り扱いとなっています。ただし、この場合でも、年金の支給を受ける権利（支分権）は、5年を経過すると、時効によって消滅しますの

で、支払い請求時点から5年間にしか遡ることができません。年金の支給権を時効により消滅させないためにも、請求時期をご確認いただき、時効完成前に請求手続きをしてください。

【参考】老齢・退職の年金の受給要件（下記の受給要件を満たしたときに）年金を請求することができます

老齢厚生年金の受給要件

平成27年10月以降において、①から③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します（ただし、27年9月までの間に退職共済年金の受給権が発生する場合は除きます）。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢（※1）に達していること	65歳に達していること
②	私学共済、厚生年金及び公務員共済の加入期間（国民年金は除く）の合計が1年以上あること	1月以上の厚生年金（私学共済）の加入期間があること
③	受給資格期間を満たしていること（※2）	受給資格期間を満たしていること（※2）

退職共済年金の受給要件

平成27年9月以前において、①から③の要件をすべて満たした場合に受給権が発生します。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢（※1）に達していること	65歳に達していること
②	私学共済の加入者期間が1年以上あること	退職していること 私学在職中の場合は1年以上の私学共済の加入者期間があること
③	受給資格期間を満たしていること（※2）	受給資格期間を満たしていること（※2）

※1 支給開始年齢（特別支給）

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

※2 老齢の年金を受けるための受給資格期間は、保険料納付済期間、国民年金の保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年以上必要です。平成29年8月に、原則25年から10年に短縮されました。

退職年金（新3階年金）の受給要件

平成27年10月以降の加入者期間を有している人が、次の①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

①	65歳以上であること
②	引き続き私学共済の加入者期間が1年以上あること
③	退職していること（70歳みなし退職を含む）

**共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成30年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。

加入者証等は処理（決定）後に順次発送します。

受付開始：3月1日（木）

決定日：受け付けから8～10日後の火・金曜日

発送日：決定日から3日後

・受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間（標準処理期間）が必要となります。

ただし、継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで処理が保留となります。

・標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようご協力をお願いします。

・3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者に渡してください。

・例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以後となります。

・詳しくは、本誌2月号10頁又は私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶共済業務スケジュール▶業務カレンダー年間スケジュール▶3月▶資格関係事前受付▶Q&A〕をご覧ください。 【業務部 資格課】

共済定期保険の配当金の送金

平成29年度配当金の送金は6月下旬の予定です。29年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届け出ている指定金融機関（保険料振替口座）の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月10日（火）までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合があります。

また、口座の登録内容に変更があった場合は、保険料の振り替えに支障のないよう速やかに届け出てください。 【福祉部 保健課】

平成30年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額

平成30年4月から任意継続加入者になる人にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、30年度の「任意継続掛金早見表」は3月下旬に送付する予定です。 【業務部 資格課・掛金課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

特定健康診査受診券の有効期限は3月31日です

昨年6月に学校法人等から加入者に配付していただいた被扶養者の「特定健康診査受診券」の有効期限は、平成30年3月31日（土）です。

被扶養者の健康管理のために、加入者に対して被扶養者への受診勧奨の呼びかけをお願いします。

私学共済ホームページに特定健診機関（病院）一覧を掲載していますのでご利用ください〔福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関（病院）一覧〕。 【福祉部 保健課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

4月23日（月）送金分は3月30日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日・祝日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

3 月の共済業務スケジュール

2日（金）	貸付 送金
6日（火）	貸付 2月分定期償還期限
9日（金）	貯金 払込期限（必着）
15日（木）	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（火）	貯金 送金
22日（木）	貸付 送金
23日（金）	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日（水）	掛金等 2月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 3月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日（金）	貸付 4月23日送金分申込締め切り

4 月の共済業務スケジュール

2日（月）	掛金等 2月分納期限 貸付 送金
6日（金）	貸付 3月分定期償還期限
10日（火）	貯金 払込期限（必着）
13日（金）	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り



私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」についてのお願い

私学経営情報センターでは、各学校法人の現状等を把握し、私立学校への情報提供及び私学事業団が実施する経営相談業務での活用を目的としたアンケート調査を5年ごとに実施しています。

このたび、以下のとおり調査を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

なお、アンケートの集計結果は、「私学経営情報第33号」として平成30年度末を目途に刊行する予定です。

○調査対象：大学法人、短期大学法人

○調査期間：平成30年4月中旬～5月下旬（予定）

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7849～7851

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成30年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金に係る元金・利息のご返済（平成30年3月）〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

平成29年度版「自己診断チェックリスト」をホームページに掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト 平成29年度版〕

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7829・7832

Eメール shien@shigaku.go.jp

助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付残高のある全学校法人に対し、平成30年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判任意様式）と「返信用封筒（長3定型で切手を貼付したもの）」を同封のうえ、ご提出ください。

- ① 29年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ② 29年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、29年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

〔会計監査人への残高証明書の発行〕

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、送付先の監査人の住所・名称（氏名）を明記した「返信用封筒（表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの）」と残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型をお願いします。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022-299-6211 (代表)
 JR「仙台」駅東口徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅徒歩1分
 東北自動車道・仙台宮城インターより市内中心部方向に車で約20分
<http://www.hotelgp-sendai.com/>

仙台ガーデンパレスのおすすめ！

どちらのプランも大人気の朝食バイキングが付いたお得なプランです。

1泊2食/1名様 8,000円～

取扱期間：通年（年末年始は除きます）

※料金は休前日・指定日により異なります。詳細はお問い合わせください。



洋食派におすすめ！

国産牛ステーキ付プラン

シェフ自らが厳選！夕食は良質の国産牛を使い、丹精込めて焼き上げたステーキです。



ステーキ（イメージ）

和食派におすすめ！

きんき一夜干しとマグロ刺身付プラン

夕食は「きんき」の一夜干しと新鮮なマグロのお刺身に仙台名物「ずんだ餅」がセットになったプランです。

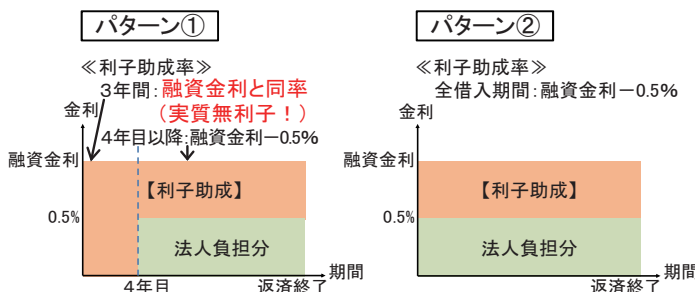


きんき一夜干し（イメージ）

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 （私学振興事業本部）

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利（平成30年3月1日現在）

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校（園）舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp